

# 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」 の見直しについて

平成27年6月18日  
総務省総合通信基盤局

# 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の概要

## 1 制定の経緯

- 平成12年11月、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備を促進するため、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において「線路敷設の円滑化について」(基本方針)をとりまとめ。
- これを受け、総務省、経済産業省及び国土交通省において協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日から「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(総務省告示)を施行。

## 2 目的

- 認定電気通信事業者(注)による光ファイバ網の整備等のため、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者その他の公益事業者(以下「設備保有者」という。)が保有する電柱・管路等の既存のネットワーク空間の提供に係る制度を整備。

(注)電気通信事業法に基づき、他人の土地等の使用权(公益事業特権)を必要とする電気通信事業者として総務大臣の認定を受けた者。以下「事業者」という。

## 3 主な内容

- 電柱・管路等の貸与に関する基本原則(公正性、無差別性、透明性、効率性)、標準的な取扱方法(貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価等)等、設備保有者及び事業者が遵守すべき事項について規定。

## 4 その他

- ガイドラインについては「設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて毎年4月1日に見直しを行う」(ガイドライン附則)(過去5回改正)。  
(参考)電柱への共架に関する「一束化」に関する規定の追加(2002)、支線の共用等に関する規定の追加(2003)、使用可能時期の照会に対する回答努力義務等の規定の追加(2004)、効率性の原則等の規定の追加(2007)、対象設備として鉄塔等の追加(2010)。
- 設備使用の進展の程度等について把握するため、毎年、電柱・管路等の貸与実績に関し、設備保有者及び事業者に対して実態調査を実施。

# 平成26年中における電柱・管路等の貸与実績に関する実態調査(概要)

## 1 実施時期等

平成26年11月から平成27年1月までの間、電柱・管路等の貸し手(設備保有者)及び借り手(事業者)に対し、アンケートを実施。

## 2 アンケートの内容

### (1) 貸し手(設備保有者)

#### ① 対象者

- ・電気通信事業者:自ら電柱・管路等を保有する主要事業者(7事業者)
- ・電気事業者 :一般電気事業者(10事業者)
- ・鉄道事業者 :JRグループ(7事業者)、日本民営鉄道協会(16事業者)

#### ② 調査内容(対象期間:平成26年1月1日～平成26年12月31日)

- ・貸与件数
- ・事業者からの調査申請及び使用申請への対応状況
- ・貸与を拒否した件数の理由別内訳

### (2) 借り手(事業者)

#### ① 対象者

- ・認定電気通信事業者

#### ② 調査内容(対象期間:平成26年1月1日～平成26年12月31日)

- ・設備保有者に対する調査申請及び使用申請状況、設備の貸与を受けた実績

# 実態調査の結果（1）

## 1 電柱の貸与状況

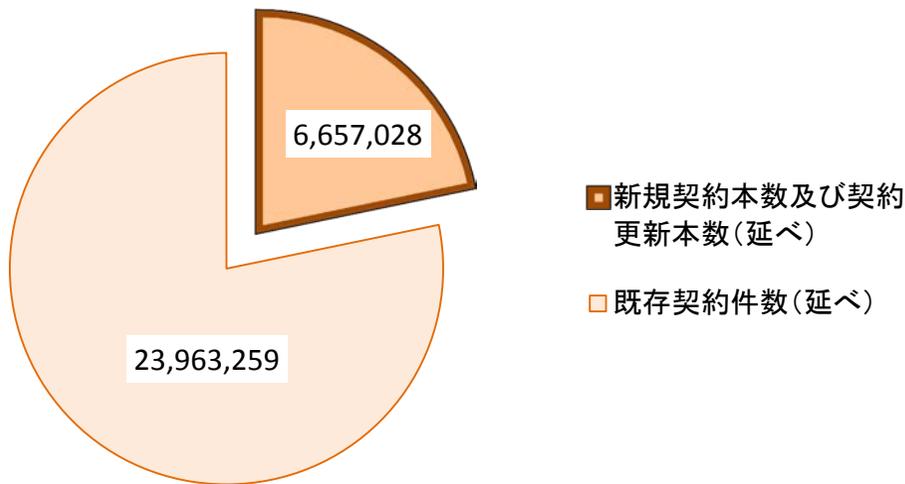
（1）設備保有者の電柱総本数約3,421万本のうち、約3,062万本（延べ）が貸与中（平成26年12月末現在）。前年より約14万本の減。このうち、約666万本が平成26年中に新規契約（約102万本）又は契約更新（約564万本）されて貸与された本数。

（2）平成26年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った電柱の利用可否の調査申請（注）件数は48万6,302件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は2,723件（全体の0.6%）となっており、前年（0.5%）と比較し、微増となっている。

なお、通常、事業者は上記調査申請の結果を踏まえ、利用申請を行い、設備保有者と契約を締結している。

注 認定電気通信事業者が設備保有者に対し、電柱、管路等又は鉄塔が利用可能であるか否かの調査を依頼するもの（以下同じ。）。

【貸与本数】



合計：30,620,287本

【新規契約本数・契約更新本数の内訳(設備保有者別)】

	通信	電力	鉄道
新規契約本数	289,839 (10.1%)	731,226 (19.3%)	22 (0.7%)
契約更新本数	2,584,338 (89.9%)	3,048,648 (80.7%)	2,955 (99.3%)
合計	2,874,177	3,779,874	2,977

【調査申請への対応状況】

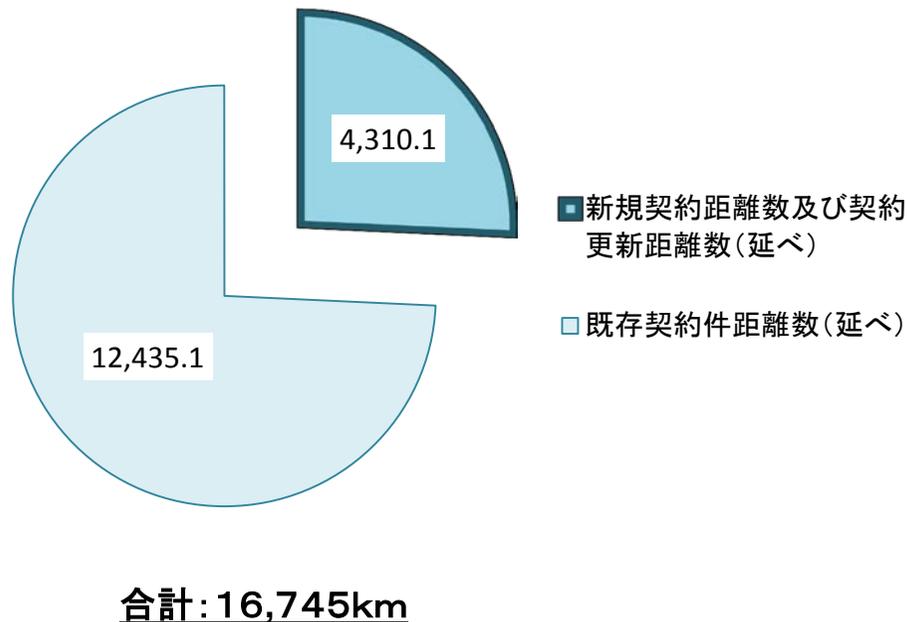
	平成24年	平成25年	平成26年
提供可能件数	546,997 (97.6%)	491,727 (97.3%)	473,474 (97.3%)
検討中件数	11,547 (2.1%)	10,989 (2.2%)	10,105 (2.1%)
提供不可件数	1,886 (0.3%)	2,607 (0.5%)	2,723 (0.6%)
合計	560,430	505,323	486,302

# 実態調査の結果（2）

## 2 管路等(とう道・ずい道を含む)の貸与状況

- (1) 設備保有者の管路等のうち、約16,745km(延べ)が貸与中(平成26年12月末現在)。前年より約348kmの増。このうち4,310kmが平成26年中に新規契約(約151km)又は契約更新(約4,159km)されて貸与された距離数。
- (2) 平成26年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った管路等の利用可否の調査申請件数は1,232件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は65件(全体の5.3%)となっており、前年(7.4%)と比較し、減少している。

【貸与距離数】



【新規契約距離数・契約更新距離数の内訳(設備保有者別)】

	通信	電力	鉄道
新規契約距離数	116.0 (4.8%)	31.6 (1.7%)	3.5 (6.4%)
契約更新距離数	2296.6 (95.2%)	1810.9 (98.3%)	51.4 (93.6%)
合計	2412.6	1842.6	54.9

【調査申請への対応状況】

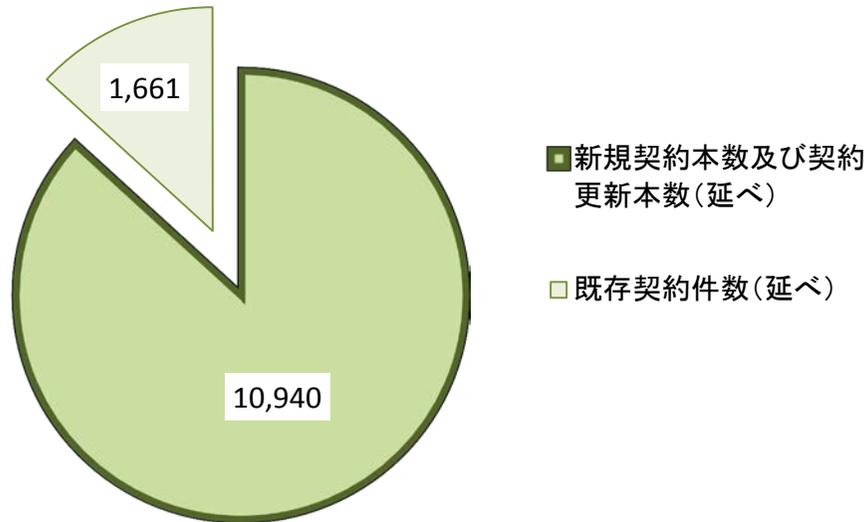
	平成24年	平成25年	平成26年
提供可能件数	1,242 (82.9%)	715 (84.5%)	1,074 (87.2%)
検討中件数	173 (11.5%)	68 (8.0%)	93 (7.5%)
提供不可件数	83 (5.5%)	63 (7.4%)	65 (5.3%)
合計	1,498	846	1,232

# 実態調査の結果（3）

## 3 鉄塔の貸与状況

- (1) 設備保有者の鉄塔総本数90,830本のうち、12,601本（延べ）が貸与中（平成26年12月末現在）。前年より610本の減。このうち10,940本が平成26年中に新規契約（1,678本）又は契約更新（9,262本）されて貸与された本数。
- (2) 平成26年1月1日から12月31日までの間、事業者が設備保有者に対して行った鉄塔の利用可否の調査申請件数は1,001件。このうち、設備保有者が貸与不可の回答を行った件数は15件（全体の1.5%）となっており、前年（2.3%）と比較し、減少している。

【貸与本数】



合計：12,601本

【新規契約本数・契約更新本数の内訳】

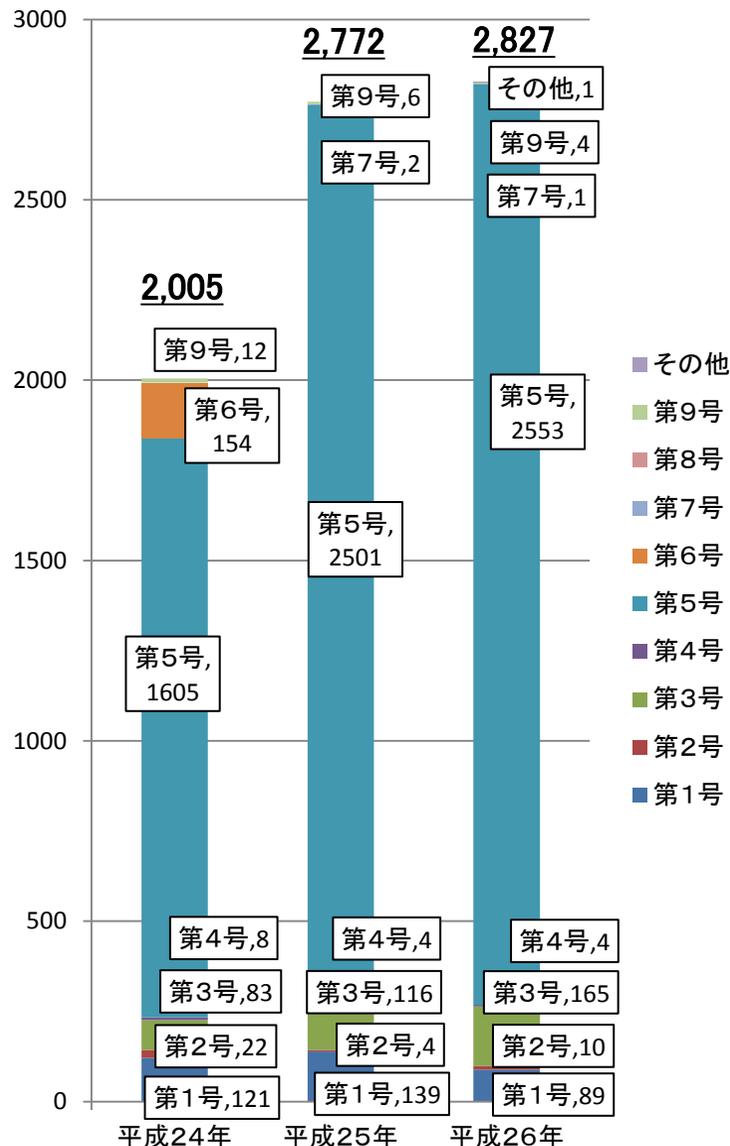
	通信	電力	鉄道
新規契約本数	1,678 (15.3%)	0 (%)	0 (%)
契約更新本数	9,262 (84.7%)	0 (%)	0 (%)
合計	10,940	0	0

【調査申請への対応状況】

	平成24年	平成25年	平成26年
提供可能件数	418 (74.6%)	876 (84.6%)	917 (91.6%)
検討中件数	118 (21.0%)	135 (13.0%)	69 (6.9%)
提供不可件数	24 (4.3%)	24 (2.3%)	15 (1.5%)
合計	560	1,035	1,001

# 実態調査の結果（４）

## 4. 調査申請において提供不可とされた回答の事由別内訳



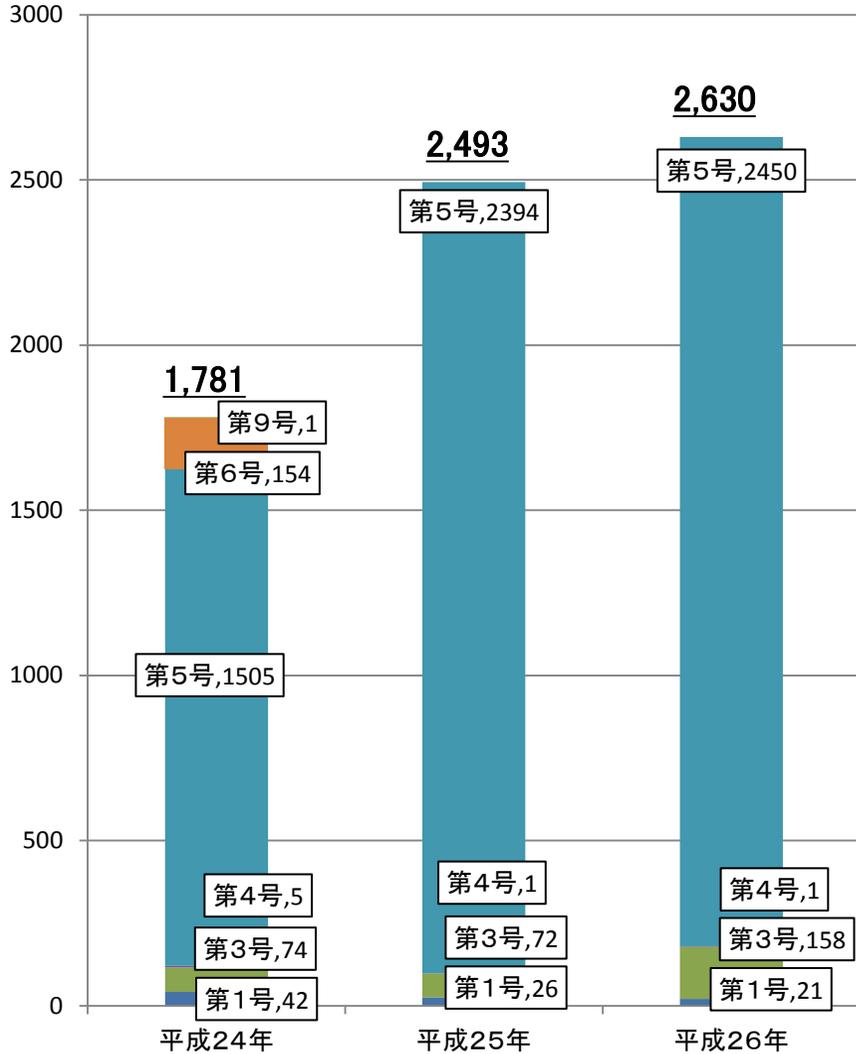
提供不可事由 (ガイドライン第3条第1項)	電柱			管路等			鉄塔	合計
	通信	電力	鉄道	通信	電力	鉄道	通信	
第1号 (設備に空きが無い場合)	21件 (26件)	5件 (38件)	- (-)	6件 (8件)	52件 (54件)	1件 (-)	4件 (13件)	89件 (139件)
第2号 (設備保有者が使用する予定がある場合)	- (-)	- (-)	- (-)	2件 (1件)	4件 (1件)	- (-)	4件 (2件)	10件 (4件)
第3号 (設備の改修移転の計画がある場合)	158件 (72件)	6件 (44件)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1件 (-)	165件 (116件)
第4号 (電柱の地中化計画がある場合)	1件 (1件)	3件 (3件)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	4件 (4件)
第5号 (技術基準に適合しない場合等)	2450件 (2394件)	99件 (101件)	- (-)	- (-)	1件 (1件)	- (-)	4件 (5件)	2553件 (2501件)
第6号 (過去に使用条件に係る契約不履行等があった場合)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
第7号 (関係法令に適合しない場合等)	- (-)	1件 (-)	- (-)	- (-)	- (2件)	- (-)	- (-)	1件 (2件)
第8号 (第6号以外に過去の契約不履行等があった場合)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
第9号 (公益事業の遂行に支障がある場合)	- (-)	2件 (2件)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2件 (4件)	4件 (6件)
その他 (上記に該当しない場合)	- (-)	1件 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1件 (-)
合計	2630件 (2493件)	117件 (188件)	- (-)	8件 (9件)	56件 (58件)	1件 (-)	15件 (24件)	2827件 (2772件)

(平成26年1月～平成26年12月(括弧内は平成25年1月～平成25年12月)までの実績値)

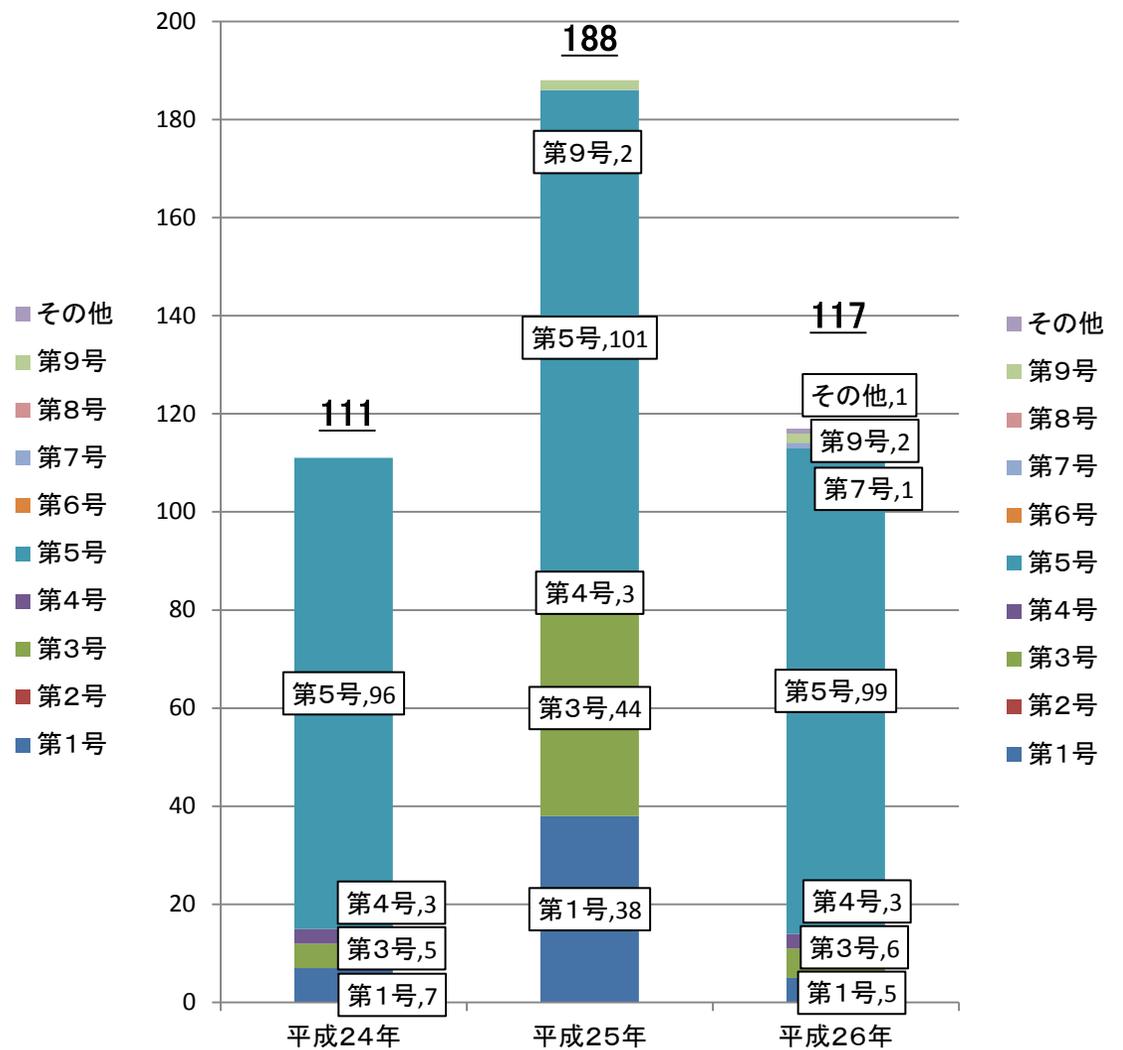
# 実態調査の結果（5）

## （貸与拒否事由の設備別内訳：電柱）

[設備保有者：通信]



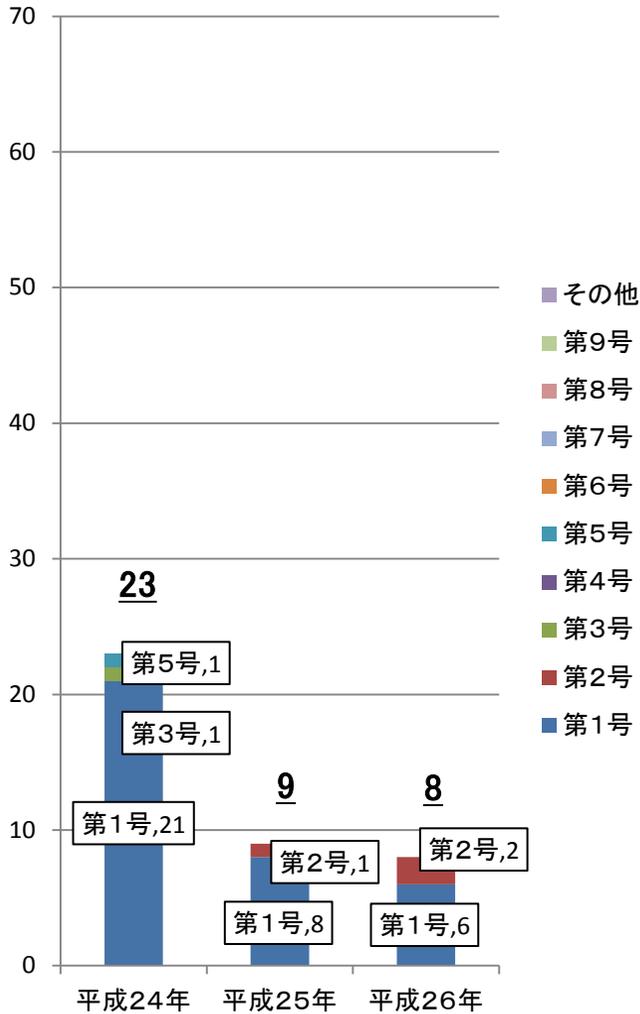
[設備保有者：電力]



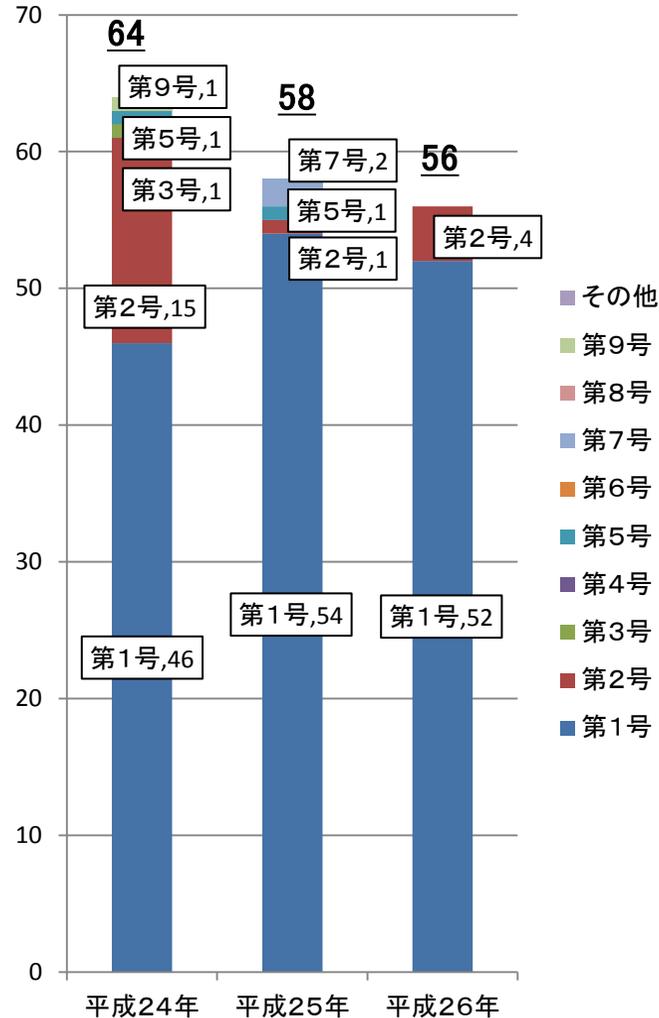
# 実態調査の結果（6）

## （貸与拒否事由の設備別内訳：管路等）

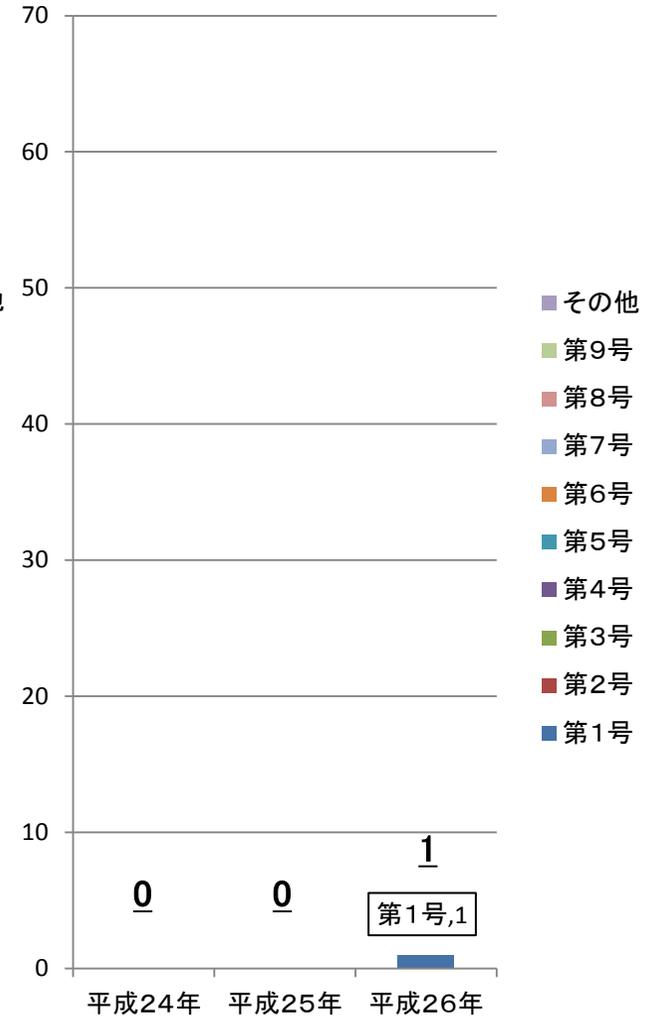
[設備保有者：通信]



[設備保有者：電力]

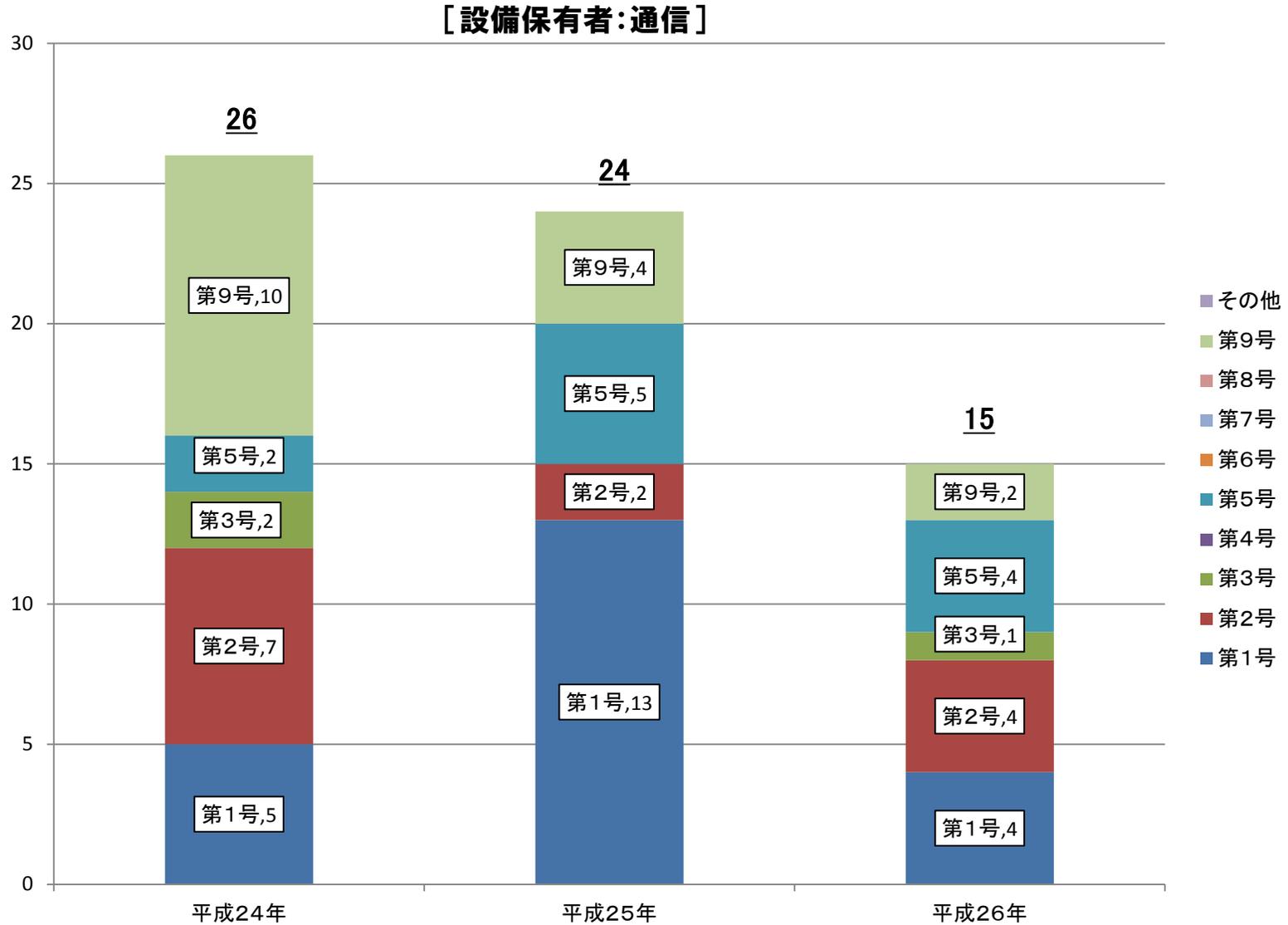


[設備保有者：鉄道]



# 実態調査の結果（7）

## （貸与拒否事由の設備別内訳：鉄塔）



## 実態調査の結果（8）

### 5-1 ガイドライン見直しに関する意見（借り手側：22者34件）

第1条関係	:無差別性の原則、効率性の原則	3件
第2条関係	: <b>調査回答期間の短縮等</b>	<b>7件</b>
第3条関係	:貸与拒否事由、拒否理由通知、使用可能時期照会	4件
第5条関係	:工事費用負担の軽減	1件
第6条関係	:貸与の単価の軽減	1件
第7条関係	: <b>移転等の事前予告</b>	<b>6件</b>
第14条関係	:一束化申込に対する回答期限	2件
第15条関係	:支線の共有	1件
その他	: <b>建柱時の配慮</b>	<b>6件</b>
	:暫定措置の義務化	3件

- ◆ ガイドラインの見直しに係る意見が多かった項目のうち、「**移転等の事前予告**」については、今回の見直しにおいて関連する規定の整備を行うこととしたい。
- ◆ 主な意見と総務省の考え方については、14ページのとおり。

# 実態調査の結果（9）

## 5-2 ガイドライン見直しに関する意見（貸し手側：7者18件）

第3条関係	:貸与拒否事由	2件
第5条関係	: <u>不要設備の撤去</u>	8件
第10条関係	: <u>事業者の遵守事項</u>	1件 ※
その他	: <u>実態調査の見直し</u>	3件
	:適用対象	2件
	:債務履行担保	2件

※設備保有者から寄せられた、事業者に対する設備の提供、貸与等に関する意見(5者6件)のうち2件が関連する意見(必要書類の提出懈怠に関するもの)となっている。

- ◆ ガイドラインの見直しに係る意見が多かった「不要設備の撤去」及び関連する事業者に対する意見が多かった「事業者の遵守事項」については、今回の見直しにおいて関連する規定の整備を行うこととしたい。
- ◆ また、「実態調査の見直し」については、実施方法の見直しを行うこととしたい。
- ◆ 主な意見と総務省の考え方については、16ページのとおり。

# 実態調査の結果（10）

## 6-1 設備保有者に対する設備の提供に関する意見（借り手側：20者37件）

手続効率化	9件
建柱時の配慮	7件
施工方法	6件
工事に係る通知	4件
処理期間の短縮等	4件
暫定措置等	4件
工事費用負担	2件
技術基準の公表	1件

- ◆ 設備保有者との間で取り交わす書式の改善や新規建柱／支障移転等の際の共架を前提とした強度設計、施工方法の柔軟な選択を可能とすることなどを求める意見の提出があった。

## 6-2 事業者に対する設備の提供、貸与等に関する意見（貸し手側：5者6件）

必要書類の提出懈怠	2件
不要設備の撤去	2件
設備関係法令の遵守	2件

- ◆ 必要書類の提出懈怠や不要設備の撤去に関する意見は、今回のガイドライン見直しに当たっての参考とした。

## ガイドライン改正案の概要

実態調査によって得られた事業者・設備保有者双方からの意見等を踏まえ、ガイドラインの一部を改正し、電柱等の設備の提供及び使用に係る関係者間の業務がより一層円滑化することを目指す。

### (1) 設備の撤去又は移転の必要が生じた場合の事業者への通知について

- ◆ 実態調査においては、電柱の移転等の必要が生じた場合における設備保有者から事業者に対する早期の通知や情報提供を求める意見が、事業者から複数提出されている。
- ◆ 設備の撤去又は移転の必要が生じた場合における設備保有者から事業者への通知が早期になされることは、その後の移転工事等を円滑に進めていくため、設備保有者と事業者の双方にとって有益である。
- ◆ 以上を踏まえ、設備の撤去又は移転の必要が生じた場合には、設備保有者が事業者に対して速やかにその旨を通知すべきとする規定を第7条に追加する。

### (2) 設備保有者が定める手続の遵守について

- ◆ 実態調査においては、不要設備の撤去や必要書類の提出等の契約等において定められた手続の事業者による遵守を求める意見が、設備保有者から複数提出されている。
- ◆ 電柱等の設備の円滑な共用を確保する観点からは、あらかじめ当事者間で合意された手続については、当然遵守されるべきである。
- ◆ 以上を踏まえ、既にガイドラインに規定されている設備関係法令や設備保有者が定める技術基準等に加え、設備保有者が適正に定め、契約等においてあらかじめ明示した手続についても、事業者が遵守すべき事項である旨の規定を第10条に追加する。

# 事業者からのガイドライン見直しに関する主な意見と総務省の考え方①

意見の概要	総務省の考え方
<p><b>第1条関係(適用対象)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>当該設備に携帯電話の基地局の空中線を設置する事業者を提供する場合のみが該当とあるが、携帯電話限定を解除すべき。</li></ul>	<p>携帯電話の基地局を設置する鉄塔等については、移動網を構築するに当たっては業務区域内に基地局をきめ細かく整備することが必要となること、鉄塔等の共用ができずに当該エリアでのサービス提供が不可能となった場合には利用者の利益の阻害につながることを踏まえ、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情報通信審議会答申)における提言を受けて、ガイドラインの対象設備に追加されたものである。</p> <p>ガイドライン適用対象の追加は、線路敷設基盤の有効活用だけでなく、設備競争の促進や利用者利便の向上等についても勘案した慎重な検討を要するものであり、現時点では、携帯電話の基地局以外の空中線について適用対象を拡大する必要性はないものと考えます。</p>
<p><b>第1条関係(無差別性の原則)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>設備保有者の関連会社も事業者と同等であることを明確にすべき。</li></ul>	<p>ガイドライン第1条第4項第2号は、「設備保有者は、事業者に設備を提供するに当たり、資本関係その他の理由により、差別的な取扱いをしない」ことを設備の提供に当たっての原則として定めている。</p>
<p><b>第1条関係(効率性の原則)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>電柱保有者が変更になった場合について、手続きの簡易化に努めるとする規定を追加すべき。</li></ul>	<p>設備保有者は、事業者に電柱・管路等を提供するに当たり、区間又は場所の空き状況や事業者の設置しようとしている伝送路設備の技術基準への適合性等に照らし、貸与が可能かどうかを判断するために事業者に求める必要書類の提出に関しては、ガイドライン第1条第4項第4号に掲げる効率性の原則にのっとり、電柱添架のWEB申請のシステム化をはじめ、手続きの簡素化及び効率化の取組がなされてきている。</p> <p>具体的にどのような簡素化に努めるかについては、該当設備の設置目的や状況、関係法令等にも照らし、一義的には設備保有者の判断に委ねられるべきであるものと認識している。</p>
<p><b>第2条関係(調査回答期間の短縮等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>現行の調査回答期間「二箇月以内」を短縮すべき。</li><li>新設電柱で且つ少数の共架申込については回答期間を考慮すべき。</li></ul>	<p>ガイドライン第2条第1項中の「原則として2箇月以内に提供の可否を回答」という規定に対応し、設備保有者のほとんどが自ら定め事業者に提示している標準実施要領において、調査回答期間を2箇月以内と定めており、特に電柱の貸与については当該期間を1箇月以内としている場合も見られる。</p> <p>一般的には調査回答期間は短いほど望ましいと考えられるが、調査回答期間の短縮化は設備保有者にも負担となり得ることから、現段階では、引き続き当該期間についての実態把握に努めていく必要がある。</p> <p>また、設備保有者に対して、新規建柱に当たり、共架を前提とした強度設計や他の事業者への共架等を義務付けることは、設備保有者に対して過度な負担を生じさせるおそれがあり適当ではない。</p>

## 事業者からのガイドライン見直しに関する主な意見と総務省の考え方②

意見の概要	総務省の考え方
<p>第3条関係(貸与拒否事由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備保有者によって異なる技術基準を統合すべき。</li> <li>・ 技術基準についてガイドライン上で明確化すべき。</li> </ul>	<p>電柱強度等の技術基準については電柱の設置目的(電気通信事業用、電気事業用、鉄道用)や関係法令、設置場所の地理的な要因など、個別具体的な判断が求められるものと認識しており、電柱強度に関する基準を一律に共通化することは困難と認識。</p>
<p>第3条関係(拒否理由通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「承諾しない理由の通知」だけでなく、「承諾条件の明示」についても、ガイドラインに追加すべき。</li> </ul>	<p>設備保有者に対し、貸与不可の通知に当たって「承諾条件の明示」を常に求めることは、設備保有者に過度の事務負担を生じさせる懸念があり、適当ではないと考える。</p> <p>なお、ガイドライン第3条第3項及び第4項は、期間を限定した使用承諾及び貸与拒否理由に関する追加説明について規定している。</p>
<p>第7条関係(移転等の事前予告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電柱保有者からの、計画的な移転(無電柱化に伴う抜柱等、大がかりで明らかにルート変更となる場合等)の要請時は、可能な限り速やかに情報提供を行うこととすべき。</u></li> <li>・ 移設等工事の事前予告の期限を設定すべき。</li> </ul>	<p>ガイドライン第7条第1項は、設備保有者又は正当な利益を有する第三者の事情により設備の撤去又は移転の必要が生じた場合の事前予告については、設備の提供に係る契約において明示するものとする旨を規定している。</p> <p>なお、一般論として、設備整備に当たっては関係事業者間において設備効率の最大化の観点からの事前の協議や調整が行われることが望ましい。</p> <p><u>今回の見直しにおいては、ガイドライン第7条を改正し、設備保有者又は正当な利益を有する第三者の事情により設備の撤去又は移転の必要が生じた場合の事前予告について、設備保有者が必要の生じた場合に速やかに事業者に対して通知すべき旨の規定を追加することとしたい。</u></p>
<p>その他(建柱時の配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備保有者が新規に建柱する際、事業者の共架を考慮して強度に余裕を持たせることとすべき。</li> <li>・ 広範囲での新規建柱などの際には、事業者の共架申込の受入れや設備保有者による補強を義務化すべき。</li> <li>・ 共架柱においては事業者毎の共架ポジションを確保するものとするべき。</li> </ul>	<p>設備保有者に対して、新規建柱に当たり、共架を前提とした強度設計等を義務付けることは、設備保有者に対して過度な負担を生じさせるおそれがあり適当ではない。</p> <p>なお、一般論として、設備整備に当たっては関係事業者間において設備効率の最大化の観点からの事前の協議や調整が行われることが望ましい。</p>

# 設備保有者からのガイドライン見直しに関する主な意見と総務省の考え方①

意見の概要	総務省の考え方
<p><b>第3条関係(貸与拒否事由)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が道路占用許可その他の公物の占用等の許可の取得を行っていない場合を、貸与拒否事由に追加すべき。</li> </ul>	<p>通信事業者に対し、設備の使用の申込みの段階において、道路占有許可その他の公物の占有等の許可を既に取得していることを求めることは、通信事業者による線路敷設等の円滑化というガイドラインの目的を阻害するおそれがあり適当ではない。</p> <p>なお、ガイドライン第10条第3項は、設備の使用に当たっての事業者の遵守事項として、公物管理関係法令等に関する諸手続を適切に行うことを定めており、事業者においては必要な諸手続について当然のことながら責任を持って行うべきものと考えられる。</p> <p>また、ガイドラインは、電気通信事業法第128条第1項に規定する認定電気通信事業者の他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することを予定されたものであり、無断添架事業者による不法占有対策について規定することは予定されていない。</p>
<p><b>第5条関係(不要設備の撤去)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去・移転期日における事項に係る規定を追加すべき。</li> <li>原状復帰できない場合の規定を追加すべき。</li> <li>事業者(共架設備の所有者)が廃業した場合における設備の継承について、規定を追加すべき。</li> <li>総務省において、事業者に対して不要設備の撤去についての指導を行うべき。</li> <li>既存事業者及び新規事業者に対して自主的な撤去を確実に実施いただける仕組みを整備すべき。</li> <li>やむを得ず残置された設備の撤去に係る費用を、当該事業者等に負担いただく仕組みを整備すべき。</li> </ul>	<p>ガイドライン第5条第5項において、事業者は、設置した伝送路設備が不要となった場合は速やかに当該伝送路設備を撤去するものと定めており、事業者においては自らの設備について当然のことながら責任を持って対応すべきものとする。</p> <p>なお、ガイドラインは、電気通信事業法第128条第1項に規定する認定電気通信事業者の他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することを予定されたものであり、本ガイドラインに基づいて残置された伝送路設備等に関して行政処分や行政指導を行うことは予定されていない。</p> <p>一義的には当事者間で解決されるべき問題と考えるが、総務省においても関係法令に従った対応を進めて参りたい。</p> <p><b>今回の見直しにおいては、ガイドライン第10条第2項を改正し、「設備保有者が適正に定めた手続」についても事業者の遵守事項である旨を明確にすることとしたい。</b></p>
<p><b>第10条関係(事業者の遵守事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝送路設備の設置に伴う設備保有者への完了報告について、事業者の遵守事項であることを規定すべき。</li> </ul>	<p><b>今回の見直しにおいては、ガイドライン第10条第2項を改正し、「設備保有者が適正に定めた手続」についても事業者の遵守事項である旨を明確にすることとしたい。</b></p>

## 設備保有者からのガイドライン見直しに関する主な意見と総務省の考え方②

意見の概要	総務省の考え方
<p><b>その他(適用対象)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道事業者については、ガイドラインの対象から外すべき。</li> <li>・ 賃貸を専らの目的として建設し保有している鉄塔については、電柱・管路ガイドラインの適用対象から、明示的に除外すべき。</li> </ul>	<p>ガイドラインは、事業者による線路敷設の円滑化を目的としており、電気通信事業の用に供されるものである限り、設備の目的如何にかかわらず、賃貸を目的とした鉄塔も引き続き対象とすることが適当であると考えます。</p> <p>また、鉄道事業者についても、一定の貸与実績が継続的に認められるところであり、引き続きガイドラインの対象とすることが適当であると考えます。</p>
<p><b>その他(債務履行担保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備保有者が電柱・管路等の利用に関し負担すべき金額の支払を怠るおそれがあると判断した場合には、事業者に対し利用設備数に応じた預託金、連帯保証人の設定等の債務の履行の担保を求めることができる、とする規定を追加すべき。</li> </ul>	<p>事業者による線路敷設等の円滑化というガイドラインの目的に照らせば、経理的基礎を含めた審査を経ている認定電気通信事業者に対し、設備の使用に当たって、預託金の支払や連帯保証人の設定等を求めることについては、慎重な対応が必要なものであると考えます。</p> <p>なお、ガイドライン第11条第1項は、事業者が自己の責に帰すべき事由により、設備の提供に係る契約に違反した場合は、当該契約を解除することができる旨を定めている。</p>
<p><b>その他(実態調査の見直し)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本実態調査に基づき、諸制度の改正を行う予定がないのであれば、本実態調査を廃止すべき。</li> </ul>	<p>設備の貸与実績が増加傾向にある一方で、調査申請に対する提供不可件数が依然として低下する傾向には至っていないことを踏まえれば、本実績調査は引き続き設備使用の状況を把握する上で必要なものであり、設備保有者と事業者の双方の協力を得ながら継続していく必要があると考えます。</p> <p>なお、必要な調査の実施と、設備保有者及び事業者の事務負担の軽減との両方を確保する観点から、来年度以降の調査については調査項目の絞り込みなどの必要な見直しを行うこととしたい。</p>

## 実態調査の運用の見直しについて

### 【平成26年調査において実施したもの】

- 前年調査において得られた事業者及び設備保有者からの意見並びにそれに対する総務省の考え方のほか、電柱・管路等の共用に係る業務の円滑化に資すると考えられる事業者から設備保有者及び設備保有者から事業者に対する要望についても、とりまとめの上、調査依頼の際に周知を行った。

### 【平成27年調査以降に実施するもの(予定)】

- これまで毎年実施してきた実態調査のうち、事業者に対する「申請・利用等実績」に係る調査、並びに設備保有者に対する「設備保有・提供数」、「調査申請件数」、「使用申請件数」、「貸与した件数」及び「拒否した件数」に係る調査については、過年度における調査結果が安定的に推移している状況を踏まえ、調査対象事業者における作業負担も考慮して、平成27年調査における調査の実施は見送り、次回は平成28年調査において調査を実施することとする。

※ 平成29年以降の調査の間隔については、平成28年調査における回答状況や調査結果を踏まえ、改めて検討を行うこととする。

※ なお、関係事業者からの御意見・御要望に関する部分については、ガイドラインの運用状況の確認のため、引き続き毎年実施するものとする。

(参考 1)

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正（案）

新 （今回の見直し後のガイドライン案）	旧 （現行のガイドライン）
<p>（移転費用負担等）</p> <p>第七条 設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告及び移転費用の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示するものとする。この場合において、事業者の伝送路設備の撤去又は移転に係る事前予告及び移転費用の取扱いについても、同様とする。</p> <p>2 設備保有者は、当該設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により、現に提供している設備又は当該設備に設置された事業者の伝送路設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合は、事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。</p> <p>3 事業者は、設備保有者に対して自己の責に帰すべき事由により設備の提供の中止を求める場合は、事業者の負担により設備を原状復帰するものとする。</p> <p>（設備の使用に当たつての遵守事項）</p> <p>第十条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を設置するものとする。</p> <p>2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、</p>	<p>（移転費用負担等）</p> <p>第七条 設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告及び移転費用の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示するものとする。この場合において、事業者の伝送路設備の撤去又は移転に係る事前予告及び移転費用の取扱いについても、同様とする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 事業者は、設備保有者に対して自己の責に帰すべき事由により設備の提供の中止を求める場合は、事業者の負担により設備を原状復帰するものとする。</p> <p>（設備の使用に当たつての遵守事項）</p> <p>第十条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を設置するものとする。</p> <p>2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、</p>

し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等、設備保有者が適正に定める技術基準及び契約等において明示する適正に定められた手続に従って行うものとする。

3 事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。

4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うものとする。

3 事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。

4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

## 設備の提供、貸与等に関する事業者及び設備保有者からの意見

### 1. 設備保有者からの設備の提供に関する意見（借り手側意見）

※ 以下は、通信事業者から御提出いただいた意見を原文のまま掲載（関係事業者が特定される記述については加工処理。))。

意見・要望
<p><b>手続の効率化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>（設備保有者名）</u> 柱 Web 申請時、「私有地等線条等添架使用に関する調整完了報告書」に公印を捺印し提出している。捺印不要とすることを希望します。</li> <li>・ 設備保有者が事業者向けに発行する契約書は、共通認識の持てる契約番号の記載をして頂きたい（複数事業所でかつ類似契約の誤認識を防ぐため）。</li> <li>・ 請求時の関連書類として請求額の内訳（できれば明細書等）の添付を頂きたい（同額での複数契約を特定しやすくするため）。</li> <li>・ 請求書受領から納入期限までの期間に猶予が欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 請求書到着から入金処理まで社内処理に約 10 営業日必要な為。</li> <li>※ 大型連休などの期間を考慮せずに納期を設定された場合、対応できない。</li> </ul> </li> <li>・ 請求書（納付書）へ明細を添付して欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 請求時、請求書（納付書）の記載内容が請求額のみの場合が多いため、どの柱（管路）に対する請求なのか、照会が困難。</li> </ul> </li> <li>・ 電柱の番号札以外にも設備保有者が明確に分かるような札等で明示して欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 共架許可申請を行なうに当たり現地では、電柱にある電柱番号で電気事業者か電気通信事業者を判断し申請しているが、違った場合、申請期間が長くなり許可までに時間を要することがある。</li> </ul> </li> <li>・ 一束化設備保有者は、設備に一束化可否の表記を記すべき。</li> <li>・ 調査した担当者名及び調査日時を表記すべき。</li> <li>・ 電柱利用に際して、現状以上に手続きの簡素化又は、特殊な場合においては、内諾書等で添架できるような措置を正式な手続きとしてほしい。</li> </ul>
<p><b>建柱時の配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備保有事業者が新規建柱前に登録している通信事業者へ共添架意思の有無等を照会して頂ければ、建柱時点から通信事業者の設備共添架に耐えうる電柱強度設計が行えると思う。</li> <li>・ 通信事業者の共添架を想定した支線設備を設けていれば効率的であり、地権者等の負担も減少すると思われる。通信事業者の共添架を想定した支線設備を設けた場合としても、追加費用の差はそれほど無いと思われる。</li> <li>・ 電柱建て替え後、電力設備が低い箇所まであり、通信事業者が複数ある場合、地上高確保が困難ケースがある。</li> <li>・ 電力事業者の支障移転で、電柱が既設支持箇所よりセットバックした際、正規には 750/1500 しか認められないが 2350 等も公式対応して欲しい。また事業者取付を認めてほし</li> </ul>

い。或いはそうした腕金の設計は極力避けてほしい。

※ ルート変更等の多大な費用計上やサービス停止、工期対応もできない恐れがある。

- ・ 新規分譲地に電柱が建ち、その共架申請を行った際に補強が必要との回答が返ってくるケースがある。短期間で補強が完了するのであれば入居済のお客様への説明も可能だが、半年～1年待っても補強工事が完了せず、新築が建っているにも関わらずサービスが提供出来ないケースがある。既設電柱の強度不足で補強工事に期間を要するのは仕方ないが、新規分譲地で建柱したばかりの電柱の場合は早急に対応（もしくは事前に考慮）して頂きたい。
- ・ 新規分譲地に電柱が建ち、その調査申請を行う時点で既に電気と電話の線が添架されており、その間に添架ポジションが無いケースがある。既設電柱の離隔不足でポジションが無くて繰上げ・繰下げが必要となるのは仕方ないが、新規分譲地で建柱したばかりの電柱の場合は他社のポジションも考慮して頂きたい。
- ・ 通信事業者が増えたことにより、共・添架の数が増え、取付け位置が確保できずサービス提供できないことが発生。

### 施工方法

- ・ 事業者自らの腕金設置が認められないケースがある。既設柱の添架ポイントの有効活用のため、各事業者による腕金の取付を認めて頂きたい。
- ・ （設備保有者名）様へ電柱共架の申請を行った際に線路敷設の円滑化のため腕金を自社で設置する申込みを行っているが、設置は （設備保有者名）様が行うとの回答があった。工期に余裕が無い場合は当社でも現行通り設置できるよう現在協議を行っている。  
※ 該当するケースの申請が複数あり、すべて停止状態（2ヶ月を越えている）になっている。また、新規に腕金を必要とする申請が行えない状態になっている。
- ・ 通信系電柱保有者において、添架申込の際、既存電柱（支線あり）への追加支線補強は、アンカースペースの問題や地権者の承諾を得るのが大変困難であり、共同支線又は既存支線の強化等での対応も検討して頂きたい。また結果をいただくまでに時間を要し、分譲地等は地権者が変わる場合もあり、もともとあった承諾も無効になってしまうことがある。大幅な設備計画変更を伴う場合もあり、結果として円滑なサービス提供ができない。
- ・ 平成26年11月頃、（設備保有者名）様から電柱使用許可の内諾を受けた際に、吊線新設に伴う支線補強が必要となった。その際、支線の設置・管理については、設置を必要とする事業者側で行うように求められ、自社において道路占有許可、施工、管理等を行うこととなった（平成27年2月初旬設置予定）。今回はテストケースとしての運用と聞いているが、事故発生時の迅速な対応等を考えると、支線の所有、管理は電柱管理者が一括して行うのが望ましいのではないか。
- ・ （設備保有者名）に一束化での添架申込をしたところ、ポジションに空きがあるので単独添架するように指示された。弊社で指定管理している局との一束化だった為事情を説明したが認められず、吊線を新設する事になってしまった。
- ・ （設備保有者名）は腕金を用いた水平方向の添架ポジション確保を原則認めていない。（設備保有者名）は許可される。この差異はなぜ？

### 工事に係る通知

- ・ 利用申込時に (設備保有者名) から強度不足との判定を受け、平成 26 年 8 月頃建て替え申請をしたが、2 ヶ月経っても音沙汰がなかった。その後確認を行ったが、工事の予定について明確な回答は得られないまま、12 月に入って一切の連絡もなく、電柱の建て替え工事が完了していた。
- ・ 補強工事の期間を決めてほしい。例えば、3 ヶ月以内に実施不可の場合は、補強不可と回答して欲しい。
  - ※ 補強申請を (設備保有者名) へ依頼した場合、工事完了までの期間が3 ヶ月以上経過するケースがあり、且つ最終的に補強不可となるケースもあり、困っている。さらに、補強申請は取り下げ不可との (設備保有者名) から通達が出ているが、最終的にいつまでに実施と期限が無く、加入者様への説明が困難。
- ・ 移設改修の通知なく、電柱が移設され断りなく勝手に仮吊りされている。
  - ※ 仮吊り線が脱落し事故が発生した場合責任はどうなるのか。
- ・ 設備保有者に改修工事を依頼し、当該工事の完了予定時期の提示を求めたとき、設備保有者から、「いつ施工出来るかわからない」等、事実上の拒否となる回答がなされる場合がある。第 3 条に該当する貸与拒否事由がない場合、電柱等の利用者が使用計画を具体化しやすいように改修工事の完了予定を提示いただきたい。

### 処理期間の短縮等

- ・ 二箇月以上経過しても何の通知もないケースがある。サービス提供時期を踏まえて、早期回答及び回答が遅れる場合は、申込みを行った事業者へ、遅れる理由を通知して頂きたい。
- ・ 腕金取付改造申請から取付まで最低3 ヶ月かかり、最悪6 か月かかるケースがある。
  - ※ 工期が長くなり、関係者へ迷惑がかかる。
- ・ 平成 26 年 9 月 22 日、(設備保有者名) に 78 本口で一束化での共架申請した物件で、12 月 5 日現在で先方設備改修工事設計が終了せず施工開始出来ない。本数が多く、ある程度時間を要するのは仕方ないが2 ヶ月半経過し改修工事の設計すら出来ないのは待たせすぎではないか。今後、(設備保有者名) 側の改修工事設計が完了し費用の支払いをしてから更に最低3 週間の改修工事期間を経て弊社の施工が出来るようになる。申込から利用開始までの時間が読めず、施工計画すら建てられない。
- ・ 共架許可までに時間を要していたため、当社お客様から電力系電柱保有者へ直接許可の承認が遅いとクレームが行ってしまった。

### 暫定措置等

- ・ 電柱の強度不足による貸与不可の際は、早期の電柱建替えまたは暫定的に添架を認める措置を講じて頂きたい。
- ・ (設備保有者名) 柱において、強度不足により添架拒否となった場合は、電柱建て替えなどの対応検討を希望します。
- ・ 現状、緊急対応が必要な場合、設備保有者、事業者の双方の事情含む) 連絡の上、仮の図面を提出する等の対応をしているが、担当者の判断による対応になっている。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去、設置基準に関し『緩和措置』により許可を得ていたが、ここ数年は基準に満たない場合は事務的に拒否となる場合が多い。また、過去分に遡って改修を依頼されるケースがあり困惑する。</li> </ul>
<p><b>工事費用負担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補強工事が完了した際、補強費の請求が来るが明細が無いので困る。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 補強費の内訳を（設備保有者名）へ依頼したが、「手の内は明かせない」と言われ、総額のみしか教えてもらえなかった。</li> </ul> </li> <li>・ 平成 26 年 11 月頃、（設備保有者名）共架申込に伴い、低圧線が規定ポジションより低い位置に敷設されていたにもかかわらず申込側で移設費用の支払いを求められた。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ その後の協議の結果、設備保有者が費用負担を行うことで調整がついている。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>技術基準の公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年 1 月に、（設備保有者名）への電柱の利用申込において、公表されていない（内規の）技術基準により添架不承諾となるケースが発生し、お客様へのサービス提供に支障が生じた。同様なケースが 30 件程度、発生している。</li> </ul>

## 2. 事業者に対する設備の提供、貸与等に関する意見（貸し手側意見）

※ 以下は、設備保有者から提出のあった意見を原文のまま掲載。

<b>意見・要望</b>
<p><b>必要書類の提出懈怠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の工事の着手届、完了届の提出が、都度、速やかに提出されない場合があるため、各々遅滞なく確実に提出していただきたい。また、着手届提出後の工事中止等の場合も、確実に連絡していただきたい。</li> <li>・ 共架完了後の竣工書類について、提出遅延が発生しており、同一柱の次件名の技術検討に支障を及ぼしている。</li> </ul>
<p><b>不要設備の撤去</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信事業者倒産による通信設備残置の懸念</li> </ul>
<p><b>設備関係法令の遵守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気設備の技術基準に不適合となる設備が散見されるため、低圧電線路と弱電流電線路の離隔確保をはじめとした弱電流電線の保安確保をお願いしたい。</li> <li>・ 当社において工事完了検査した結果、事業者が申請書の内容どおりの工事をしておらず、技術基準違反となっていることがあり、当社設備の維持管理に支障をきたしている。また改修指示から改修完了までの管理業務が発生する。</li> </ul>

以上

## 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

平成13年4月

平成22年4月最終改正

総務省

IT戦略会議・IT戦略本部合同会議で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」にのっとり、以下のガイドラインを策定する。このガイドラインは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することとなるものである。

### （基本的な考え方）

- 第一条 このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備（行政財産であるものを除く。以下「設備」という。）の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者（以下「事業者」という。）に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的とする。
- 2 線路を設置するために使用することができる設備の設備保有者（第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。）には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者がそれぞれ該当するものとする。
  - 3 鉄塔その他の空中線の設置を目的とする設備の提供には、当該設備に携帯電話の基地局の空中線を設置しようとする事業者に提供する場合のみが該当するものとする。
  - 4 設備の提供に当たっては、原則として、次によるものとする。
    - 一 設備保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自己の事業又は有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第百三十一号）、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」と

いう。)に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する。(公正性の原則)

二 設備保有者は、事業者に設備を提供するに当たり、資本関係その他の理由により、差別的な取扱いをしない。(無差別性の原則)

三 設備保有者は、設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する。なお、公表すべき条件等は、このガイドラインで規定する。(透明性の原則)

四 設備保有者は、設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。(効率性の原則)

(調査回答期間等)

第二条 設備保有者は、事業者から設備の調査の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとし、申込みの数が通常想定される申込みの数の範囲内である場合は、原則として二箇月以内(必要書類の形式的不備等の指摘を行った場合は、二箇月に当該指摘から事業者が当該指摘を踏まえ申込みを行うまでの期間を加えた期間内。次項において同じ。)に提供の可否を回答するものとする。

2 設備保有者は、二箇月以内に提供の可否の回答ができない場合は、その理由を明記した書面又は電子メール等の電磁的方法により、申込みを行った事業者へ通知するものとする。

3 調査に要する費用は、コストに基づき適正なものとし、内訳として人件費(内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。)、交通費、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。

(貸与拒否事由等)

第三条 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる場合を除き拒否しないものとする。

一 使用を希望する区間又は場所に現に空きが無い場合

二 設備保有者が五年(法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画(最新の需要想定を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下この条において同じ。))を作成している場合は当該期間。以下この条において同じ。)以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合

三 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が五年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合

四 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が五年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合

五 事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合し

ない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合

- 六 事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
  - 七 事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合
  - 八 第六号に定めるもののほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
  - 九 その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ強い場合
- 2 設備保有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの設備の使用の申込みを承諾しない場合は、その事業者に対し、承諾しない理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知する。
  - 3 設備保有者は、第一項第二号から第四号までに掲げる貸与拒否事由に該当することのみを理由として設備の使用の申込みを承諾しない場合であつて、事業者による使用開始の予定の日から設備計画に明示された使用、改修、移転又は地中化の予定の事業年度の開始の日（以下「使用等予定日」という。）までの間が一年を超える場合（事業者からの使用申込みの理由が地中化に伴う仮設工事等による一時使用（道路の掘削又はマンホールの恒久的な改造が不要なものに限る。）のときには一年を超えない場合を含む。）は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、前項の規定に基づく通知において、事業者に対し、使用等予定日までの間に限定して、設備の提供を行うことが可能である旨を示すものとする。
  - 4 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする。
  - 5 設備保有者は、設備の使用の申込みを承諾した事業者から使用可能時期の照会があつた場合には、できる限り具体的な進捗状況、今後の見通し等を回答するように努めるものとする。なお、事業者は、設備保有者の事務負担に配慮し、通常想定されるスケジュールに従い作業が進捗していると認められる場合には、できる限り照会を行わないように努めるものとする。

(定型的かつ反復して行われる設備使用の申込み)

第三条の二 設備保有者は、事業者から定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合又は受けると見込まれる場合には、事業者が設備の提供を受けるための手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。

- 2 前項の場合においては、設備保有者は事業者と当該申込みに通ずる設備の仕様、工法その他の事項について協議するものとする。
- 3 設備保有者は、前項の協議の対象となる事項について、第十三条第一項第九号に掲げる定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項に規定するよう努めるものとする。

(貸与期間)

第四条 貸与期間は、原則として五年間とする。

- 2 使用等予定日までの間に限定した設備の使用の申込みであって、使用等予定日以降の事業者の伝送路設備の移転に関する計画が確実かつ合理的でないものは、第三条第一項第六号に掲げる貸与拒否事由に該当するものとみなす。
- 3 設備保有者が使用等予定日までの間に限定して設備の提供を行う場合であって、前項に規定する計画が確実に実施されない場合は、第十一条第一項の契約解除事由に該当するものとみなす。
- 4 設備保有者は、設備の使用が公物管理関係法令等の適用を受けるときは、当該公物の占用等の期間についての規定を十分に勘案するものとする。

(工事及び保守ルール)

第五条 設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置する工事の設計及び施工又は当該伝送路設備の保守は、セキュリティーの確保及び事故防止のため、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行う。なお、設備保有者が示す、セキュリティーの確保及び事故防止のための保証手段及び責任の明確性を確保するための措置を講じる場合には、事業者の希望に応じ事業者自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めるものとする。

- 2 設備保有者は、セキュリティーの確保及び事故防止のための保証手段及び責任が明確でないと判断し、事業者自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めない場合は、事業者に対し、その判断理由を書面又は電子メール等の電磁的方法で通知するものとする。
- 3 設備保有者から提供を受けた設備に設置された伝送路設備の保守については、設備の提供に係る契約においてその運用ルールを明示するものとする。
- 4 設備保有者は、設備の提供に伴い、当該設備の改修工事を行う必要が生じる場合は、事業者に対し当該工事の設計及び施工に係る費用負担を求めるこ

とができる。この場合において、事業者から当該工事が必要となる理由及び当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、経営上の秘密の保持に支障がない範囲で、これに応じるものとする。

- 5 事業者は、設備保有者から貸与を受けた設備に設置した伝送路設備が不要となった場合は、速やかに当該伝送路設備を設備から撤去するものとする。

#### (貸与の対価)

第六条 設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとし、設備保有者は、事業者に対し、当該原価に基づく適正な設備使用料を求めることができる。

- 2 前項の設備使用料の実際の算定に当たっては、別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定を行うものとする。
- 3 設備保有者は、事業者に対し、使用の申込みを受けた設備の使用料及びその算出根拠を、第十三条第一項に規定する標準実施要領において記述する時期に通知するものとする。

#### (移転費用負担等)

第七条 設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告及び移転費用の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示するものとする。この場合において、事業者の伝送路設備の撤去又は移転に係る事前予告及び移転費用の取扱いについても、同様とする。

- 2 事業者は、設備保有者に対して自己の責に帰すべき事由により設備の提供の中止を求める場合は、事業者の負担により設備を原状復帰するものとする。

#### (事故、災害時の取扱い)

第八条 事故、災害の発生により現に提供している設備が破損した場合の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示したときは、当該契約内容によるものとする。

#### (更新ルール)

第九条 設備保有者が、事業者から設備提供の継続の申込みを受けたときについては、第二条から前条までの規定を準用する。

- 2 設備の提供に係る契約において自動更新条項（契約期間中に、当事者のいずれかが更新を拒否する旨の申入れを行わない限り、当該契約が一定期間更新される旨の条項をいう。）を規定する場合においては、設備保有者は、契約期間中に、第三条第一項各号に掲げる事由が生じたことにより当該契約の更新が困難になった場合は、事業者に対し、原則として契約期間終了の六箇月

前までにその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。

(設備の使用に当たっての遵守事項)

第十条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を設置するものとする。

- 2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うものとする。
- 3 事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。
- 4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

(契約解除事由等)

第十一条 設備保有者は、事業者が自己の責に帰すべき事由により、このガイドライン又は設備の提供に係る契約に違反した場合は、当該契約を解除することができる。

- 2 前項に定めるほか、設備保有者は、契約締結時に予期できなかった事情等により、自己の公益事業を遂行する上で現に事業者に提供している設備を使用することが必要であって、他の設備をもって代えることができなくなった場合に限り、当該契約を解除することができるものとする。この場合において、設備保有者は、原則として六箇月以上の期間（貸与契約期間が一年以内の場合には標準実施要領等で定める適切な期間）においてその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかに相当な期間を置いて解除する旨の予告を行う等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 前二項の規定により契約の解除があった場合、事業者は速やかに当該設備を原状に回復し、返還するものとする。ただし、設備の提供に係る契約において、強制撤去条項（設備保有者が相当の期間を定めて解除の予告を行ったにもかかわらず、事業者が原状回復をしないときは、当該設備保有者は、自ら原状回復をすることができる旨の条項をいう。）を規定する場合においては、当該設備保有者は、当該条項の定めるところにより、自ら原状回復をするこ

とができる。

- 4 前項の場合において、原状回復に要する費用等の取扱いについては、第一項の規定に基づく解除の場合においては原則として事業者が負担するものとし、第二項の規定に基づく解除の場合においては設備の提供に係る契約において明示するものとする。

(情報開示)

第十二条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会（第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。）があったときは、当該区間又は場所の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとするものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、機械器具損料等を事業者に示すものとする。

(貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表)

第十三条 設備保有者は、このガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。なお、公表は原則としてインターネット上のホームページへの掲載によるものとする。

- 一 提供を受けるための申込窓口及びその連絡先
  - 二 提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（第六条第三項に定める設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。）
  - 三 申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類
  - 四 提供が拒否できる事由
  - 五 標準的な設備使用料及びその算出根拠
  - 六 調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）
  - 七 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法
  - 八 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間
  - 九 定型かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項
  - 十 前号に掲げるもののほか、設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化に関して必要な事項
- 2 前項第五号に規定する標準的な設備使用料、同項第六号に規定する標準的期間又は同項第八号に規定する標準的期間を設定することが困難であるとき

は、過去の実績等に基づく例示等をもって代えることができる。

- 3 設備保有者は、二以上の申込窓口を設ける場合は、原則として、申込窓口相互間における申込手続の統一を図るものとする。
- 4 申込窓口ごとに第一項各号に掲げる事項の内容が異なる場合は、申込窓口ごとに、第一項の規定に基づき標準実施要領を作成し、公表するものとする。

(一束化)

第十四条 メッセージワイヤーその他一束化（事業者がその伝送路設備を先行敷設者（電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。以下同じ。）が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。以下同じ。）を行うために使用することができる設備（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、事業者に一束化設備を提供する場合において、一束化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法についても、第一条第四項第一号及び第二号の規定の適用があるものとする。

- 2 事業者は、一束化を行うに当たっては、あらかじめ、一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）の承諾を得るものとする。
- 3 一束化設備保有者は、電柱保有者から、第九項ただし書に規定する承諾を求められた場合は、合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
- 4 一束化設備保有者は、事業者から一束化設備の提供の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとする。
- 5 一束化設備保有者は、事業者から一束化設備の提供の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、一束化設備の提供を拒否しないものとする。
  - 一 電柱保有者が、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合
  - 二 一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
  - 三 一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
  - 四 事業者の責に帰すべき理由により過去に第七項に規定する取決めが履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- 6 一束化設備保有者は、事業者に対し一束化設備を提供する場合は、コスト

に基づく適正な使用料を求めることができる。この場合において、事業者から、当該使用料の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。

- 7 一東化設備保有者及び事業者は、一東化を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他一東化に当たって必要な事項を取り決めるものとする。
  - 一 貸与期間
  - 二 工事及び保守ルール
  - 三 貸与の対価
  - 四 撤去又は移転の際の費用負担等
  - 五 事故、災害時の取扱い
  - 六 更新ルール
  - 七 設備の使用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関することを含む。）
  - 八 契約解除事由等
  - 九 共用設備の所有権の帰属
  - 十 他事業者との一東化への対応
- 8 電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、一東化設備保有者及び事業者が一東化を行うことにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。
- 9 電柱保有者は、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において一東化を要する旨を示した場合であって、当該事業者から、一東化設備保有者の伝送路設備等に当該一東化設備保有者の氏名又は名称が取り付けられていないことを理由として、当該氏名又は名称について照会があったときは、これを事業者に通知するものとする。ただし、当該通知について一東化設備保有者の承諾を得られない場合は、この限りでない。
- 10 電柱保有者は、複数の者が一東化を行っている部分に係る電柱の使用料を算出するに当たっては、その旨を十分に考慮して電柱の占有率を設定するものとする。

#### （支線の共用）

第十五条 支線（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下同じ。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）は、事業者から支線の共用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、当該共用を拒否しないものとする。

- 一 支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- 二 支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられ

- ることとなる場合を除く。)等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合
- 三 事業者の責に帰すべき理由により過去に第三項に規定する取決めが履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合
- 四 事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれが強い場合
- 2 支線保有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの支線の共用の申込みを拒否する場合には、その事業者に対し、拒否する理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知するものとする。
- 3 支線保有者は、支線の共用を行う場合には、事業者に対し、当該支線に係る道路占用料その他の費用（当該共用に伴い当該支線の改修工事を行う必要が生じる場合における当該工事の設計及び施工に係る費用を含む。）について応分の負担を求めることができる。この場合において、事業者から、当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
- 4 支線保有者及び事業者は、支線の共用を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他支線の共用に当たって必要な事項を取り決めるものとする。
- 一 共用期間
  - 二 工事及び保守ルール
  - 三 共用に係る費用負担
  - 四 撤去又は移転の際の費用負担等
  - 五 事故、災害時の取扱い
  - 六 更新ルール
  - 七 支線の共用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関することを含む。）
  - 八 契約解除事由等
  - 九 共用する支線の所有権の帰属
  - 十 他事業者との共用への対応
- 5 事業者は、共用する支線のうち事業者に属する部分については、必要な安全対策を施すものとする。
- 6 第十条第三項及び第四項の規定は、事業者が支線を共用する場合について準用する。

（腕金類の設置）

第十六条 電柱保有者が、事業者から、伝送路設備を設置するための腕金類を設置することを目的とする電柱の提供の申込みを受けた場合における、当該電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該腕金類が設置されることにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。ただし、当該電柱保有者が、事業者による伝送路設備の設置を可能とするため、あらかじめ腕金類を自ら設置する場合又は第五条第四項の

規定による改修工事の一環として腕金類を自ら設置する場合は、この限りでない。

- 2 電柱保有者は、前項の申込みを受けた場合において、事業者による一束化の円滑な実施が可能であること等の事情があると認めるときは、事業者に対し、協議を求めることができる。
- 3 事業者が自ら腕金類を設置し、又は事業者の伝送路設備を設置するために電柱保有者が腕金類を設置することにより、先行敷設者が既に電柱に設置している有線電気通信設備の設置場所を変更する工事を行う必要が生じる場合においては、当該工事の設計及び施工に係る費用は、当該事業者が負担するものとする。この場合において、当該費用の負担を求めようとする者は、事業者から当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
- 4 電柱保有者は、前項の場合において、先行敷設者から、事業者の氏名又は名称について照会があったときは、これを先行敷設者に通知するものとする。

## 附 則

(適用対象に関する経過措置)

第一条 このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者は、線路を設置する設備にあつては、当分の間、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者とする。

(見直し)

第二条 このガイドラインは毎年四月一日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。なお、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うべきものとする。

## 別 表

- 1  $A = (B_x + C) \times (D_z / D_x) \times F$
- 2  $A = (B_x + C) \times (E_z / E_x) \times F$
- 3  $A = (B_x + C) \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y) \times F$
- 4  $A = \{B_z + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 5  $A = \{B_z + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 6  $A = \{B_z + C \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y)\} \times F$
- 7  $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 8  $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 9  $A = \{B_y + C \times (E_y / E_x)\} \times (D_z / D_y) \times F$

注1 上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- A 設備使用料
- B<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B<sub>z</sub> 提供する設備に係る減価償却費
- C 保有するすべての同種設備に係る原価の額のうち、保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額
- D<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備の総量
- D<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備の総量
- D<sub>z</sub> 提供する設備の量
- E<sub>x</sub> 保有するすべての同種設備の価額の総額
- E<sub>y</sub> 一定地域におけるすべての同種設備の価額の総額
- E<sub>z</sub> 提供する設備の価額
- F 提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注2 設備の価額については、再調達価額（設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額）、取得価額又は正味価額（取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額）のいずれかを採用することができる。

注3 原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。（例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。）